

審査基準への対応

以下は、文化庁著作権課が令和7年12月8日付けで公表した「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく『確認等事務規程』の認可に係る審査基準及び標準処理期間」のうち審査基準1から4の部分について、確認等事務規程がどのように対応しているかを示すものである。

1 審査基準1への対応

【審査基準】

1. 新法第67条の3第1項の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務を対象とした規程であること（新法第104条の35第1項関係）

確認等事務規程は、新法第67条の3第1項の規定による未管理公表著作物等に係る裁定及び同裁定に係る補償金の額の決定に関する事務のうち、新法第104条の33第1項各号に定める申請受付、要件確認及び使用料相当額算出に関する事務を対象とするものであることを確認する。

確認等事務規程は、「第2章 確認等事務の実施に関する方法」の「第1節 申請受付」において新法第104条の33第1項第1号に定める申請受付に関する事務を対象とし、「第2節 要件確認」において同項第2号に定める要件確認に関する事務を対象とし、「第3節 使用料相当額算出」において同項第3号に定める使用料相当額算出に関する事務を対象としている。

2 審査基準2への対応

【審査基準】

2. 法令に定める事項が適切に規定されていること（新法第104条の35第2項関係）

確認等事務規程において、新法第104条の35第2項に定める申請受付及び要件確認に関する事務の実施の方法、使用料相当額算出の方法等が、適切に定められていることを確認する。

(1) 申請受付に関する事務の実施の方法

確認等事務規程は、申請受付に関する事務の方法に関し、第7条で申請書の記載事項及び添付資料を法令に基づき定義するとともに、申請書に必要事項が記載されているかを確認すること、記載事項及び添付資料に必要な応じて補正を求めること、手数料の納付に係る事務処理等について定めている。

また、第8条で申請の取下げがあった場合の手續の方法、事後の事務処理上の対応について定めている。

(2) 要件確認に関する事務の実施の方法

確認等事務規程は、要件確認に関する事務の実施の方法に関し、第9条で申請書の記載事項に関する要件確認の方法、第10条から第12条で要件を満たしていると確認することが困難な場合における職員による資料提出の要求、調査、著作権等管理事業者等への意見聴取等について定めている。

(3) 使用料相当額算出の方法

確認等事務規程は、使用料相当額算出の方法に関し、第13条で第3節が算出方法規程であることを定め、第14条第1項で現行の裁定制度における使用料相当額算出の方法に倣って三つの算出方法を掲げ、同条第2項において第1項の三つの算出方法による使用料相当額の算出が困難な場合に備えて五つの算出方法を掲げ、第15条で第14条の規定により算出された使用料相当額が通常の使用料の額と均衡の保たれたものとなるべきことを確認的に定めている。

(4) 文部科学省令で定める事項

(1)～(3)の規定に加え、著作権法施行規則第22条の25に定める事項に対応するため、確認等事務規程においては、第27条で秘密保持、第21条で帳簿の備え置き、第23条で書類の保管、第28条で細則への委任について定めている。

3 審査基準3への対応

【審査基準】

3. 算出方法規程について、著作権等管理事業者等からの意見聴取が適切に行われていること（新法第104条の35第3項関係）

確認等事務規程のうち使用料相当額算出の方法に係る部分（新法第104条の35第3項に規定する「算出方法規程」という。以下同じ。）について、著作権等管理事業者及び著作権者又は著作隣接権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であって、国内において著作権者又は著作隣接権者の利益を代表すると認められるものから、適切に意見聴取が行われている必要がある。

当該要件を満たすか否かについては、登録確認機関から提出される資料等をもとに、以下の観点に照らして確認する。

- ・ 意見聴取の相手方は、著作物の種類ごとに、①著作権等管理事業者、及び②著作権者又は著作隣接権者の利益を代表するものを対象としていると認められるか。
- ・ 意見聴取の手続・方法が妥当なものか。
- ・ 意見聴取の結果を登録確認機関がどのように考慮したか（意見を確認等事務規程に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

意見聴取は、2025年12月16日～2026年1月9日の間で実施した。審査基準に定める各要件との対応関係は以下のとおりである。

(1) 意見聴取の相手方は、著作物の種類ごとに、①著作権等管理事業者、及び②著作権者又は著作隣接権者の利益を代表するものを対象としていると認められるか。

意見聴取の相手方は、次のとおりである。

ア 著作権等管理事業者

2026年1月時点で、登録されている次の全28事業者

| | |
|----|--|
| 1 | 一般社団法人 日本音楽著作権協会 |
| 2 | 公益社団法人 日本文藝家協会 |
| 3 | 協同組合 日本脚本家連盟 |
| 4 | 日本シナリオ作家協会 |
| 5 | 株式会社 NexTone |
| 6 | 株式会社 東京美術倶楽部 |
| 7 | 公益社団法人 日本複製権センター |
| 8 | 一般社団法人 日本レコード協会 |
| 9 | 一般社団法人 学術著作権協会 |
| 10 | 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 |
| 11 | 一般社団法人 日本美術家連盟 |
| 12 | 株式会社メディアリンクス・ジャパン |
| 13 | 一般社団法人 教科書著作権協会 |
| 14 | 有限会社コーベット・フォトエージェンシー |
| 15 | 一般社団法人 日本出版著作権協会 |
| 16 | 一般社団法人 出版物貸与権管理センター |
| 17 | 株式会社 International Copyright Association |
| 18 | 協同組合 日本写真家ユニオン |
| 19 | 一般社団法人 出版者著作権管理機構 |
| 20 | 株式会社アイ・シー・エージェンシー |
| 21 | 株式会社 日本ビジュアル著作権協会 |
| 22 | 一般社団法人 日本美術著作権協会 |
| 23 | 一般社団法人 日本テレビジョン放送著作権協会 |
| 24 | 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 |

| | |
|----|-------------------------|
| 25 | 公益社団法人 日本漫画家協会 |
| 26 | 株式会社 日本工芸著作権協会 |
| 27 | 一般社団法人 障がい者アート協会 |
| 28 | 一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 |

イ 著作権者又は著作隣接権者の利益を代表すると認められるもの

新聞、書籍、雑誌、写真、アニメ、映画、映像、放送、地図、コンピュータソフト、UGC、脚本、舞踊、美術の著作物に関する次の18団体

| | | |
|----|--------------------------|---------|
| 1 | 一般社団法人 日本新聞協会 | 新聞 |
| 2 | 一般社団法人 日本書籍出版協会 | 書籍 |
| 3 | 一般社団法人 日本雑誌協会 | 雑誌 |
| 4 | 一般社団法人 日本写真著作権協会 | 写真 |
| 5 | 一般社団法人 日本動画協会 | アニメ |
| 6 | 一般社団法人 日本映画製作者連盟 | 映画 |
| 7 | 一般社団法人 日本映像ソフト協会 | 映像 |
| 8 | 協同組合 日本映画製作者協会 | 映画 |
| 9 | 公益社団法人 映像文化製作者連盟 | 映画 |
| 10 | 日本放送協会 | 映像・放送 |
| 11 | 一般社団法人 日本民間放送連盟 | 映像・放送 |
| 12 | 一般社団法人 地図調製技術協会 | 地図 |
| 13 | 一般社団法人 日本地図センター | 地図 |
| 14 | 一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 | ゲームソフト等 |
| 15 | 一般社団法人 日本ネットクリエイター協会 | UGC |
| 16 | 一般社団法人 日本劇作家協会 | 脚本 |
| 17 | 一般社団法人 現代舞踊協会 | 舞踊 |
| 18 | 一般社団法人 日本美術著作権連合 | 美術 |

(2) 意見聴取の手續・方法が妥当なものか

前(1)のアの28団体及びイの18団体に対し、2025年12月16日付けで次の書類を郵送し、2026年1月9日を期限に⑦の回答書の提出を求めた。期限までに提出がない団体については、電話、電子メール、面談により提出を求め、1月26日に全ての団体から回答を得た。

また、説明を希望する団体については、オンライン又は対面により本件の趣旨説明を行った。

[2025年12月16日付けで郵送した書面]

- ① 「算出方法規程に関する意見聴取について」と題する趣旨説明書
- ② 確認等事務規程案
- ③ 「未管理著作物裁定制度のパンフレット（文化庁作成）」
- ④ 文化庁著作権課「裁定の手引き」（令和5年9月版、21頁から23頁の「補償金の算定の基礎となるべき事項」を抜粋）
- ⑤ 著作権情報センターのパンフレット
- ⑥ 著作権法関係条文
- ⑦ 算出方法規程に関する意見聴取の回答書
- ⑧ 返信用封筒

(3) 意見聴取の結果を登録確認機関がどのように考慮したか（意見を確認等事務規程に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

意見聴取の結果、著作権等管理事業者にあつては7団体、著作権者及び著作隣接権者の利益を代表すると認められる団体にあつては3団体から意見が提出された。その余の団体については意見なし又は規程に賛同するものであつた。提出された意見及びそれに対する考慮等は、「意見聴取結果及び規程への反映状況」に記載しているとおりである。

4 審査基準4への対応

【審査基準4】

4. 算出方法規程が新法第67条の3第1項の規定の趣旨を考慮した「適正なもの」とであると認められること（法第104条の35第4項関係）

「新法第67条の3第1項の規定の趣旨」について、未管理公表著作物等を利用しようとする者は、同項各号に該当する場合には、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することが必要となる。なお、この通常の使用料の額に相当する額としては、既存の著作権等管理事業者の定める使用料規程等に定められた一般的な使用料の額が参考になる。

また、一般的な使用料の額が明らかでなく、通常の使用料の額に相当する額を算出することが難しい場合などにあっても、適切に算出することができるような算出方法について定めておく必要がある。

これらを踏まえ、「算出方法規程」につき、

①算出方法は既存の使用料規程等を踏まえたものとなっていること

②①により通常の使用料の額に相当する額を算出することが難しい案件においても、適切に算出できるような規定が設けられていること

を確認する。

(1) 算出方法は既存の使用料規程等を踏まえたものとなっていること

使用料相当額の算出方法について、確認等事務規程第14条第1項第1号及び第3号は、既存の著作権等管理事業者の定める使用料規程等や関係各分野における一般的な使用料の額との均衡を確保すること、第2号は、申請者の過去の裁定実績との均衡を確保することを趣旨とするものである。特に、第3号は「管理事業者の使用料規程のいずれかの規定を準用する算出方法（同一の種類著作物等、支分権及び利用方法において複数の管理事業者の使用料規程がある場合は、そのいずれか通常の使用料相当額の算出に適切なものとする。）」と定めており、既存の使用料規程を踏まえた算出がなされることを担保するものである。

(2) (1)により通常の使用料の額に相当する額を算出することが難しい案件においても、適切に算出できるような規定が設けられていること

確認等事務規程第14条第2項は、既存の使用料規程等により使用料相当額を算出することが困難な場合に備えて、①著作権等管理事業者又は著作者団体の知見を踏まえた算出方法、②他の著作権者等の著作物等を利用する場合においては、他の著作権者等との交渉において同意が得られた算出方法、③申請者が過去に同様の事例で著作権者等から許諾を得たことがある場

合はその算出方法、④申請者が過去に同様の事例で別の著作権者等から許諾を得たことがある場合はその算出方法、⑤前記①から④の方法によっても使用料相当額を算出することが困難な場合は、合理的と認められる算出方法という五つの算出方法に関する規定を設けている。これらの規定により、著作権等管理事業者・関係団体等からの情報提供、申請者の過去の契約実績などを通じて適切な情報を入手し、合理的な使用料相当額の算出を行えることを担保している。